

ほど、解決への取り組みができる状態を示す。全国児童相談所調査の親対応の困難な場合に多かった親の介入への否定からはじまり、その後サービスをうけつつ、親自らが問題解決に立ち向かっていこうとする姿勢である。また、縦の項目は、親支援メニューを挙げている。

調査によって、導き出された点は、ソーシャルワーカーの支援により生活安定に並行させながら、必要におうじた個別カウンセリングや個別療法などがまず優先される。ついで具体的な内容に話がすすみ、養育方法などへの気づきが語られる。また必要ならば、ペアレントトレーニングの応用が考えられる。また、親のグループケアも場合により効果が認められており、プロ

グラムに入れる場合もある。さらに子どもが施設に入所の場合、面会、外出、外泊、帰宅などが可能かどうかをアセスメントする。可能な条件が満たしうるのであれば、親子の合同面接や1年以内の復帰の見込みが考えられるならば、親のトレーニング参加や、親面接、親子の調整なども考える。

なお、このプログラムは、主として児童相談所を中心にした支援の立場から整理を試みた。

また、子どもの安全確保がまず第Iに優先されることが前提であり、常に安全のためのアセスメントを実施し、進行されるべきである。

児童相談所がスーパーバイザーとして実施している保健等のプログラムについては、触れていない。

(1)在宅ペアレンティング

在宅ペアレンティングプログラム

	親の問題自覚		少しゆれる	問題がなに か明らかに したい	自分からや りだす	継続できる
	拒否・問題 意識なし					
一対一 地域による ネットワーク	生活安定のための家族支援		○	○	○	○
	1対1で話せる		○	○	○	○
	具体的話に進む			○	○	○
	共同のメニュー作り			○	○	○
グループ	グループ・ペアレンティ ング技術、知識			○	○	○

第0段階

親の拒否する状態は数多くあり、虐待問題の急増により家庭訪問をするソーシャルワーカーとのトラブルがたえない。

親の拒否は、不安からくるものであり、子どもをすぐに引き離されないか、非難されないかとい

った自己防衛的な場合も多い。他の機関に裏切られたと思いつている場合も、接近が困難である。多くは、攻撃的態度にでてくる場合も多い。これに関しては、結果(2)Aの③で引用した基本原則に立ち戻って介入型ケースワーク対応が参考になる。

第一段階 拒否的ではあるものの、ゆれている状態 生活安定のための家族支援利用

	親の問題自覚		少しゆれる
	拒否・問題 意識なし		
一対一 地域による ネットワーク	生活安定のための家族支援		○
	1対1で話せる		○

具体的には、保育サービス、経済的支援、住宅、家事サービス、医療サービスなど、ソーシャルワーカーが、他の機関と連携をしつつ、生活に必要な基本的なサービスを受けられるように、整える段階である。当初は少し介入

第2段階

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなに か明らかに したい
一対一 地域による ネットワーク	生活安定のための家族支援		○	○
	1対1で話せる		○	○
	具体的話に進む			○

親が迷いつつも少しずつワーカーを受け入れ、定期あるいは、不定期に相談にのってもらいながら、親が虐待をしてしまった根底にある問題は何か、あるいは、子どもにいらいらするのは何故なのかを親とともに考えていく。その場に

に拒否的であったが、生活支援をきっかけに一対一で話すようになり、ワーカーと信頼関係が形成され、家族が安定し親も子どもにかかわれるようになる場合を示す。これは平成15年度調査結果から学ぶところであった。

は、例えば子どもに発達の障害が疑われるということで、一度発達検査をうけてみようとか、親の不眠治療を一度うけてみようとか、そういった具体的な場合を示す。

第3段階

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなに か明らかに したい	自分からや りだす
一対一 地域による ネットワーク	生活安定のための家族支援		○	○	○
	1対1で話せる		○	○	○
	具体的話に進む			○	○
	共同のメニュー作り			○	○

第3段階は、虐待発生に関連する問題を明らかにしたうえで、親が実際にやってみる段階になる。そのため話が具体化していくプロセスである。ワーカーと地域ネットワークの関係機関が共同の目標をたて、どのようにすれば、子どもが安全に暮らせるのかを考えていく過程である。この場合には、虐待者である親も再発しないために、自らの問題として解決に参加する場合もある（浦河町の応援ミーティングの例（平成15年度報告参照）、サイズオブセイフティアプローチの当事者参加例、市町村ネットワークにおける児童相

談所との共同の例）。

親のいらいらやストレス軽減のために、一時保育、ショートステイを利用する。問題を明らかにした後の、親との話しあいでの支援プロセスに必要ないくつかの支援内容が用意される。具体的な怒りをコントロールすることや親子関係をロールプレイなどを通して実際にやってみるなどのメニューもある（認知行動療法に基づくペアレンティングトレーニングなどの試みも個別で応用できる）。また、必要なら、心理療法をうける、精神科医との治療関係に入る場合もある。

変型 第2段階

	親の問題自覚		少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい
	拒否・問題意識なし			
一対一 地域による ネットワーク	生活安定のための家族支援		○	○
	1対1で話せる		○	○
	具体的話に進む			○
	共同のメニュー作り			○
グループ	グループ・ペアレンティング技術、知識			○

第2段階の変型であるが、

ある程度一対一で、具体的な話を継続していくと、そのプロセスの中で孤独であったからとか、あるいは、育児が未熟であったとか、あるいはなかなか人と打ち解けられないといった悩みも実はもっているという場合もある。そういった場合に、グループ・ケアへの参加を促す。

グループケアについては、児童相談所内で実施している場合、児童相談所外で実施している場合もある。精神科医を中心にしたグループケアの試みもある。直接ワーカーに言いにくい場合、別の

空間で別の担当者との関係によって、また違う関係や自分がみえてくる効果をもつ。

将来、民間団体主催のグループケアや、あるいはペアレンティングクラス（親教育援・技術クラス）に児童相談所から依頼をし、養育者に参加してもらうことも可能であろう。ただし、その民間団体においては、児童相談所との連携を密にしつつ、定められた枠内での活動をするという契約をとることも必要になってくる。児童相談所ケースの場合にはケースマネージャーは児童相談所がとる。

第3段階の変型

	親の問題自覚		少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい	自分からやりだす
	拒否・問題意識なし				
一対一 地域による ネットワーク	生活安定のための家族支援		○	○	○
	1対1で話せる		○	○	○
	具体的話に進む			○	○
	共同のメニュー作り			○	○
グループ	グループ・ペアレンティング技術、知識			○	○

虐待する親へ生活調整をし、グループケアを利用し、子どもとの関係を改善していくプロセスにつながる。その後、フォローという形で継続する場合もある。

グループケアは、保健所・保健センターを中心になされているが、民間で実施されているプログラム参加希望も含まれる。この場合、機関との連絡調整を十分にとり、サポート体制を作る。

最終段階A型

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい	自分からやりだす	継続できる
一対一 地域による ネットワーク	生活安定のための家族支援		○	○	○	○
	1対1で話せる		○	○	○	○
	具体的話に進む			○	○	○
	共同のメニュー作り			○	○	○

最後まで、一対一を基本に支援をするプログラムを組む場合である。

あるいは、地域のネットワークに支えられつつ親支援が継続していく場合もある。

多くの事例は、この過程が選択されるであろう。場合によっては、地域のネットワークを利用しつつ親が支えられる形をとる。虐待する親の場合に

は、いくつかの課題が多いため、養育知識や技術はなかなか受け入れられない面も多い傾向にあるが、しかし、関係機関とのやりとりの中で、食べ物の知識や生活のコツ、子どもとの対応の技術などを学ぶ機会は与えられ、効果を挙げるチャンスとなる。

最終段階B型

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい	自分からやりだす	継続できる
一対一 地域による ネットワーク	生活安定のための家族支援		○	○	○	○
	1対1で話せる		○	○	○	○
	具体的話に進む			○	○	○
	共同のメニュー作り			○	○	○
グループ	グループ・ペアレンティン グ技術、知識			○	○	○

グループを利用しつつ、子どもへの対応の気づきを学ぶプロセスもある。在宅でペアレントトレーニングをうけている児童相談所例もあり、一定の成功を収めつつある。

以前は医者恐怖であった親が、グループの力で、

行ってみようと勇気をえて、踏み出せたという例もあり、グループの持つ力により、親が自信を得られる効果がでている(米国のペアレントプログラム参加の折ファシリテーターからのコメントがあった)。

(2) 施設に子どもがいる親支援のプログラム

		施設に子どもがいる親のペアレンティングプログラム					
		親の問題自覚 拒否・問題 意識なし	少しゆれる	問題がなに か明らかに	自分からや りだす	継続できる	フォロー
一対一で 施設も参加	生活安定のための家族支援		○	○	○	○	○
	1対1で話せる		○	○	○	○	○
	具体的話に進む			○	○	○	○
	共同のメニュー作り			○	○	○	
	子どもとの合同面接				○	○	
グループで	母か父親グループ		○	○	○	○	
1年以内	親子合同グループ			○	○	○	○
	しあげの親トレーニング			○	○	○	○
	子どものみのグループ				○	○	
施設退所後	地域におけるネットワーク						○

施設に子どもがいる親についても、在宅で子どもと住み続ける親も基本的には、同じ支援内容である。ただし、子どもが虐待により保護されるので、

その後子どもとどう親子関係の修復を図るのかという課題がある。

第1. 2段階

		親の問題自覚 拒否・問題 意識なし	少しゆれる	問題がなに か明らかに
一対一で 施設も参加	生活安定のための家族支援		○	○
	1対1で話せる		○	○
	具体的話に進む			○
	共同のメニュー作り			○

親と一対一で話せる相手は、主として児童相談所や、施設のファミリーソーシャルワーカーなどである。児童相談所よりは、むしろ施設プログラムに親が同意して、そこで親ケアを実施する場合もある。

しかし、親への生活場面においては、児童相談所の親面接などを通して、提供される。また児

童相談所がケースマネージャーであるので、たえず、施設が親支援していてもその情報交換は、必要である。

親との関係を修復する場合の基本的な親プログラムとなる。(通常の親支援・サインズオブセイフティアプローチなど。)

第1・2段階 変型

	親の問題自覚		少しゆれる	問題がなにか明らかに
	拒否・問題意識なし			
一対一で 施設も参加	生活安定のための家族支援		○	○
	1対1で話せる		○	○
	具体的話に進む			○
	共同のメニュー作り			○
	子どもとの合同面接			
グループで	母か父親グループ		○	○

問題を明らかにしたい場合に、親グループ利用をする場合もある。
児童相談所外の人が入ることで、親が怒りや、受け入れられない嘆き、のプロセスを仲間と

ともに分かちあい、そして少しずつ自分を受容するプロセスを持つことができる効果がある。

第3段階

	親の問題自覚		少しゆれる	問題がなにか明らかに	自分からやりだす
	拒否・問題意識なし				
一対一で 施設も参加	生活安定のための家族支援		○	○	○
	1対1で話せる		○	○	○
	具体的話に進む			○	○
	共同のメニュー作り			○	○
	子どもとの合同面接				○

施設から帰宅へむけて、子ども側のケアもされるが、子どもと親の調整も必要である。
外泊ができるようになるまで、子どもが親とあう恐怖や不安な気持ちがなくなり、親と会いた

い気持ちが表現されてくる場合である。期間は、子どもの年齢、親からうけたことへの感じ方、程度に個人差があり、子どもによっては絶対に拒否する場合もある。

第4段階へ

	親の問題自覚		少しゆれる	問題がなにか明らかに	自分からやりだす	継続できる
	拒否・問題意識なし					
一対一で 施設も参加	生活安定のための家族支援		○	○	○	○
	1対1で話せる		○	○	○	○
	具体的話に進む			○	○	○
	共同のメニュー作り			○	○	○
	子どもとの合同面接				○	○

合同面接は、1年未満に帰せるめやすがついた親の場合に試みられている。
また、合同面接の内容によっては、期限を特定せず、親子関係をみながら、実施していく場合も

ある。兵庫の家族再生プログラムはそういった場合を想定している。

最終段階

	親の問題自覚 拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい	自分からやりだす	継続できる	フォロー
一対一で施設も参加	生活安定のための家族支援	○	○	○	○	○
	1対1で話せる	○	○	○	○	○
	具体的話に進む		○	○	○	○
	共同のメニュー作り		○	○	○	
	子どもとの合同面接				○	
施設退所後	地域におけるネットワーク					○

親のグループは入らずに、ソーシャルワーカー
精神科医、あるいは心理カウンセリングや、
子どもとの合同面接のみからなるプログラム

を終える場合を示す。
ここにおいても、退所となる場合のめやすをつけ、帰宅する。

第2段階、家族再生型

	親の問題自覚 拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい
一対一で施設も参加	生活安定のための家族支援	○	○
	1対1で話せる	○	○
	具体的話に進む		○
	共同のメニュー作り		○
	子どもとの合同面接		
グループで1年以内	母か父親グループ		
	親子合同グループ しあげの親トレーニング		○

今回モデルとなった兵庫県家族再生事業の試みのパターンである。外泊できる対象ではあるが、親が子どものかかわり方について勉強したいという形で、将来の子ども理解のために、設定される。よって、一対一のワーカー、施設職員との関係は一定ありながら、親トレーニングに参加する

形である。グループの利点である、親が自分のやっていることが必ずしも否定ばかりするものではないこと、他の人の言葉に支えられる、共に認められる機会をもつなどの効果があると報告されている。

第2.3 再統合型

	親の問題自覚 拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい	自分からやりだす	継続できる	フォロー
一対一で施設も参加	生活安定のための家族支援	○	○	○	○	○
	1対1で話せる	○	○	○	○	○
	具体的話に進む		○	○	○	○
	共同のメニュー作り		○	○	○	
	子どもとの合同面接				○	
グループで1年以内	母か父親グループ	○	○	○	○	
	親子合同グループ しあげの親トレーニング		○	○	○	○
	子どものみのグループ			○	○	

4. 結論

A. 本研究において、(3)で解説した新しい試みが2ヶ所で実施され、それぞれ効果が認められた。一つは兵庫県家族再生指導事業における狭義の意味でのペアレント・トレーニングの試みである。

また本研究で新たに提案し、2年目で事例をも使いながら、実務家と実践をしてもらったのは、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチにおける親支援プログラムである。

まず、兵庫県再生事業におけるペアレントトレーニングについては、貴重な経験から、場所、回数、対象者の選択、その効果などが今後開発されるであろうし、これから始める他地域への参考事例となるであろう。

また、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチについては、施設事例のみならず、虐待事例の8割から9割を占める在宅事例においても、当事者である親子を参加させる手法は、今後参考になるプログラムである。

今回の取り組みは、家族参加型カンファレンスは保護者の関与度を高め、支援ネットワークづくりに有効なことが示された。また研究者が現場の実践者と共同の事例研究をしながら、現場のニーズに合わせてモデル・手法を提供していくことが、手探り状態の現場に方向性をもたらし、ネットワークづくりなどに貢献することが示された。

当事者参加については、諸外国でのファミリーカンファレンスや当事者参加の試みが実施されその効果をあげている。わが国に即した事情の中でいかに発展させていくのかについては、今後ともに実践の継続と検証がされていくことになる。

これらは、いずれもすぐに結論がでるものではない。

B 虐待の親のリスク要因に対応する要因につ

いて分析を試みた。児童相談所ワーカー対象にそれぞれの経験事例にそってリスク要因、対応要因、そのときにかかっていたサービス要因から、うまくいった場合と困難な場合について調査分析した。その結果、サービス量の差はあまり認められなかったが、うまくいった場合には、信頼関係がついた、ネットワークが利用できた、知識が増加したといった関係性が改善されたことや、具体的サービス提供が可能になることがわかった。虐待する親へのアプローチや理解として、個人対応へのヒントとなるように、平成16年度に困難場面に対する整理し、対応への指針を提示した。

C 攻撃的な態度のまま支援を受けようとしていない拒否的な0段階の親へのアプローチは難しい。時に第三者的な治療者の参加により、うまく調整ができる場合もあることが報告されている。また、場の設定によっても、児童相談所のみならず、今後は子どもが施設入所の場合には、施設職員との共同体制が重要になっていく。

また在宅の場合は、地域の機関との共同の役割分担で親への支援の工夫が必要となる。また在宅支援計画、児童養護施設の親支援計画などへの具体的な仕事量との兼ね合いにより、実現できるような形を保障していくことが必要であろう。介入的ケースワークについて一定の指針を示した。

D 児童福祉法第28条については児童相談所調査結果から裁判所命令を必要としていることが平成15年度に明らかになった。平成16年の児童福祉法改正により、裁判所で28条親勧告が定められた。今回調査で児童相談所ができることの高率だった項目は、ワーカー

一の訪問調査であり、心理・精神科の個別対応であった。28条対応のためにも、今後益々ソーシャルワーカーの面接力や資質を高める必要があり、また心理、精神科医の充実が必要である。

E 保健所・センターにおいては、予防を含め親支援にとってグループ支援は有効な取り組みになっていくことがわかった。さらに今後、地域や児童相談所のスーパービジョンを含め、民間団体との共同の考慮にいて、発展する必要性と可能性が示唆された。

F 先進国の一例をみると、英国の親支援については、ファミリーセンターが個別カウンセリングと、グループケアを提供している。アセスメントの場では、親も同席し、親支援を受け契約をワーカーと結ぶところからはじまる。その後も定期的なアセスメントがなされる。グループケアの内容は、地域により異なる。安心して親になる訓練が受けられ、また家庭的な広さで学ぶ機会が提供され、子どもの年齢に応じた内容になっている。今後、わが国においても虐待する親については、保健センターをはじめ、地域の小規模な場所でのグループケアの試みが工夫されていくことであろう。

米国においてはNurturing parent programについて触れたい。14セッションがあり、裁判所の親命令で参加するが地域で親になる勉強をしたい場合も利用できる。教育的な内容であるが、親が自信をもつことや、子どもへの理解やコミュニケーションのとりかた、発達知識を得るなど、当初にのべた親プログラムの目的の4つの要素が含まれている。学ぶ点は、専門家のマニュアルと、親のためのガイドブックも年齢ごと、問題ごとに作成されている点である。ピ

デオ教材や、模造紙、絵の具を利用したグループワークなどの工夫がされている。ファシリテータの研修体制も充実している。

わが国においても、すでに紹介され、導入されつつある、一連の親教育的プログラムについては、わが国独自の工夫が必要になるだろう。発展にむけて、研修の機会が十分に用意されることが求められる。さらに親支援、家族支援の援助計画の中で、狭義のペアレントトレーニングがどのように位置付けられるのかの振り返りも必要である。

G 親支援の発展のためには、保健、福祉、医療、教育、司法分野の交流が必要である。共通の親理解と援助プログラムの充実化を図ること、家族支援を含めたソーシャルワーク対応や提案した親プログラムの検証と、狭義の親トレーニングへの応用やその効果検証などもさらに、継続させていく必要があるだろう。

参考文献

- 1) 平成15年度厚生労働科学研究(加藤曜子主任研究) 安部計彦「浦河町の報告」参照
- 2) Gale Burford., Joe Hudson: Family Group Conferenceing, Aldine de Gruyter, 2000.
- 3) Turnell & Edwards: Signs of safety, Norton, 1998.
- 4) 東京都児童相談センター『家族再統合のための援助事業』、平成16年6月
- 5) 愛知県 被虐待児家庭復帰援助事業調査研究会『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』平成15年2月
- 6) 兵庫県『虐待した親等への家族再生支援プログラム』平成15年5月
- 7) Pecora P., Whittaker J. K., Maluccio A. N., Barth, R. P., The Child Welfare Challenge. 2000.
- 8) 平成15年度厚生労働科学研究(加藤曜子主

任研究) 井上薫・井上直美「サインズオブセイフ
ティアプローチ」参照。

9) 静岡県保健所と児童相談所の取り組みについ
ては児童相談所から直接聞き取った(3ヶ所)。

10) Stephen J Bavolek:Nurturing Skills for
PARENTS Parent Handbook.,Family
Development Resources.inc,2003.

11)Stephen J Bavelok:Nurturing Skills for
PARENTS Lesson Guide for Professionals.
Family Development Resources.inc,2003.

12) Stephen J Bavolek eduted:Multicultural
Parenting Educational Guide,1997

13)DH(2003):Keeping Child Safe.TSO.

14)Department of Health(1991):The Children
Act 1989 Guidance and Regulations
volume2 Family Support, Day Care and
Educational provision for Young Children.TSO

15)Jane Gibbons(1992)/The Children Act 1989
and Family Support:Principles into
Practice,HMSO

16)Teresa Smith(1996):Family Centers &
bringing up young children.HMSO.

17)Bnardos(1999):Parenting Matters What
works in parenting education?

5. 研究発表について

論文発表

加藤曜子「虐待する親へのケアー家族支援・家族
再統合プログラム」『教育と医学』No,616,2004

加藤曜子「家族分離と家族再統合のアセスメント」
『世界の児童と母性』Vol.57.2004.

上野昌江・楢木野裕美・鈴木敦子・加藤曜子・佐
藤拓代「保健機関における親支援の取り組み状況」
子どもの虐待とネグレクト、Vol.7(1),2005 等

学会発表

研究報告など

平成 16年 12月 日本子どもの虐待防止研

究学術集会(福岡にて報告)

平成 17年 9月 日本子どもの虐待防止学会
(札幌にて4題報告予定)

平成 17年 6月 日本子ども家庭福祉学会第
6回大会にて報告「虐待する親への支援プロ
グラムについて」

II 研究成果の刊行に関する一覧表

発表者名	タイトル	雑誌名	号:開始ページ-終了ページ	年
加藤曜子	家族の分離と再統合のため	世界の児童と母性	57:22-25	2004
加藤曜子	虐待する親へのケア	教育と医学	52:60-67	2004
上野昌江、鈴木敦子、加藤曜子他	保健機関における親支援の取り組み状況	子どもの虐待とネグレクト	vol,7.no.1.31-38	2004
井上直美・薫	家族と共に安全な養育をつくる	子どもの虐待とネグレクト	vol,7.no.1.152-153	2004

2004

2004

家族分離と再統合のための アセスメント

流通科学大学サービス産業学部 教授 ^{かとうようこ}加藤曜子

1. 現在の家庭再統合のこころみ

児童福祉法改正案において、家族再統合の試みが提案され、施設入所の児童への計画的な援助の必要性が求められている。

子どものこころのケアについては、心理士が全国に配置され、各児童養護施設で心理療法が取り組まれている。一方、虐待をした親へはカウンセリング事業が実施されている。平成15年に全国の児童相談所を対象に調査をしたところ、虐待親へのカウンセリング支援事業は88か所（全国182か所中回答151か所）で実施の回答があり、その一つ大阪市の例では「児童虐待に関する親・子の心理治療事業の実施要綱」に基づき、精神科医が親を担当しワーカーと連携をとりながら、親子再統合がされていた。治療プログラムがあっても、ケースマネジメント力がないために不十分であると報告している地域もあった⁽¹⁾。東京都児童相談センター治療部は全国にさきかけて家族再統合のための先駆的な事業を展開していた⁽²⁾。平成16年度には、日本福祉大学の井上氏らが児童相談所、施設との合同チームでオーストラリアの試みを発展させていこうとする事業の試行を始めている⁽³⁾。

これらの再統合の目的は、保護者が子どもと再び一緒に暮らしたいと願う心を育てることであり、また親の不安な気持ちを受け止め現実の生活を安定させながら、親の養育力や技術を養い、親としての自

信をつけていくことである。子どもについては、虐待によって引き起こされている問題行動や不適応、さらに認知のゆがみをどのように施設入所中に治療や指導によって回復できるのか、さらにすぐに改善されなくても、親がそれをどのように受け入れていくのが課題となる。

そういった家族再統合プログラムについて、具体的にどのリスクを軽減させ、援助し、さらにどう評価していくのかというアセスメントが重要となる。

アセスメントを論じる前に、カリフォルニア州フレズノ郡審議会の弁護士作成の家族再統合の規定が設けられているので紹介したい。(大切なのは子どもの最善の利益を優先することで、ソーシャルワーカーの調査も含んで考慮されるべきだという断り書きがついている。)⁽⁴⁾ 1から15は再統合不適としている。

1. 保護者が行方不明である。
2. 親が重度の精神障害を受けている。(ただし再統合サービス利用ができないと放棄するか、サービスが整っていても親が1年半以内の時間制限のなかで子どもを十分に養育できない、という場合のみ) この場合は精神科医の意見がある。
3. 本児および兄弟が親による身体的虐待・性的虐待を繰り返し受けている。そして虐待事例として分離され、その後親に戻るが、再び虐待を受けた。
4. 他児を虐待で死なせている。親子関係をみること。親の更正が可能かどうか。再統合ができなけれ

- ば、子の永続的な生活保障は誰が適切かを考える。
5. 裁判所が分離の必要な虐待を受けた事実を発見した。(くりかえされる再統合の失敗は子どもの愛着形成にとって致命的になるおそれがある。よって前の失敗は何だったのか、親の薬物による虐待の事実、暴力歴、サービスによっても変化しない親の態度などを考慮すべきである。)
 6. 深刻な性的虐待や深刻な身体的虐待があった。
 7. 親が3. 5. 6の理由で他の兄弟や異母兄弟の再統合を拒否されている。
 8. 子どもを14歳以下でわいせつ、みだらな行為や、性的虐待により妊娠させた。
 9. 子どもが以下の理由で裁判所の管轄に入っている。
親が子どもを遺棄、意図的に養育放棄(生後3日以内)した。
 10. 裁判所が他の兄弟の家族再統合の終結を命令した。再統合の失敗。親が正当な努力をしなかった。
 11. 他の兄弟の親権を永久に剥奪された。また再統合の努力をしなかった問題がある。
 12. 親が重罪を犯している。
 13. 親に虐待歴や慢性的薬物乱用歴がある。A、Bどちらかの場合。そしてA. 過去3年間この問題のための処遇を拒否した。B. 少なくとも2回はプログラムを受けられたにもかかわらず、薬物、アルコール治療命令に従わなかった。
 14. 保護者が保護者代理人に家族維持や家族再統合、子どもの養育権の放棄を代理署名させている。
 15. 保護者が子どもを措置先から1回以上意図的に誘拐し、本児、兄弟の行方を隠した。そして子どもを措置先に返すことを拒否した。またソーシャルワーカーに養育権をもどすことを拒否した。

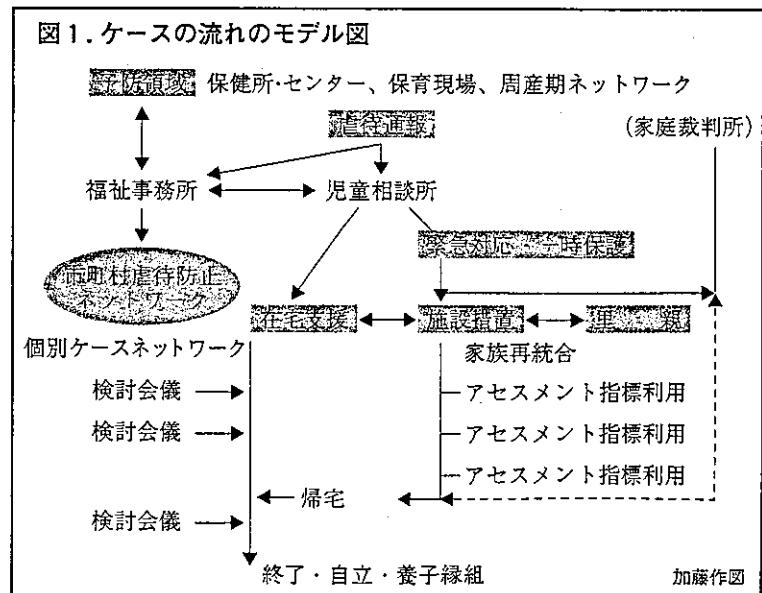
16. 親が刑務所に入っているか施設収容されている。
この場合には、裁判所は適切なサービス命令を出す必要がある。(以下省略) 加藤素訳
これらのガイドラインは、わが国でも参考になろう。

2. アセスメントについて

分離から再統合までの一連の手続きのなかで重要なことは、アセスメントを通じて、子どもの安全を保障するため親も含めた援助計画をどのようにたてていくのかという点にある。筆者らは児童相談所の協力をえて分離の際のアセスメントの道具となるリスクアセスメントを開発した。筆者らは、リスクに関連ある25項目を枠組みとし、分離保護と関連した項目は、「虐待が継続している」「親の虐待自覚がない」「子どもの心身状態が悪い」「親のアルコール・薬物」「傷の程度が重い」「養育能力・意欲が低い」「社会的サポートがない」「子を守る人がいない」であることを報告した⁶⁾。

該当した項目は、その後治療や援助を前提とした子どもの状態に応じた援助計画に関係する。つまり単純に言えば、該当した項目が軽減され、安全面・プラス面を高めれば引き取りが可能になるめやすが

図1. ケースの流れのモデル図



たつということになる。そのためにも何がリスクなのかを見極める力、どう軽減していくのか、安全面・プラスの力をどうつけていくのかの方法が求められる。分離時の事情は、その後家族の変動や事情により変化する可能性が高い。よって、子どもの安全の

確認のため、外出、外泊、引き取りの都度、虐待再発を防ぐためリスクを把握しておくことが必要となる。

3. アセスメントプロセスの実際

アセスメントのプロセスはケースの流れのモデル

表1. 家族支援の尺度とアセスメントの指標

横浜市 (5段階評価尺度)		愛知県 (4段階評価尺度)	
子どもの状況 1. 子どもの健康・発育の状況 2. 親に対する恐怖心の程度 3. 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能 4. 虐待に対する認知の程度 親の精神的状況 5. 虐待の事実を認める 6. 子どもの立場に立った見方や感じ方ができる 7. 子どもへの衝動のコントロールができる 8. 親が精神的に安定 9. 養育の放棄、放任の程度 親・家族の社会的状況 10. 生活基盤が安定している 11. 公的機関との相談関係がとれている 12. 夫婦や家族に対して地域・社会のモニター・支援機能が存在 13. 適切な地域サービスを利用、受け入れる態度 親子関係の状況 14. 親子が安心して暮らせる 15. 親子が互いに肯定的に評価しあう 16. 子どもの物理的、心理的居場所がある 17. 親子の非言語的なかかわり		親の精神的状況 1. 虐待行為への治療意欲 2. 子どもへの攻撃的衝動性のコントロール 3. 親自身の精神的な安定度 4. 親の養育機能 家庭社会的状況 5. 経済的・物理的生活基盤 6. 公的機関との相談関係 7. 地域や社会モニターの存在 家庭・親子関係 8. 親子関係 9. 家庭内の人間関係 子ども状態 10. 子ども状態、健康・発育状況 11. 対人関係・情緒の安定性	
大阪保護アセスメント指標 (はい・ややはい・いいえ・不明を選択) ※各項目に「はい」が該当する欄をあげている。		大阪再統合指標・施設用 (はい・ややはい・どちらともいえない・ややいいえ・いいえ・不明を選択)	
虐待 虐待の程度 虐待の継続している 虐待歴がある 性的虐待がある	子ども 身体状態あり 精神状態あり 日常世話欠 問題行動あり 子どもの気持ち (親に対する)	虐待 止んでいる 子ども 家庭復帰の思いがある 保護者への思いがある 生活態度行動の改善がある 虐待再発時助けを求められる 親 子どもへの思いがある 子どもの現状理解がある 虐待を認めている 家庭復帰の努力がある 保護者の自覚がある 育児知識、技術がある 保護者の抱える問題 (薬物・暴力など) がない	養育者 精神状態あり 性格問題あり アルコール・薬物あり 被虐待歴あり 子への感情に問題あり 養育 虐待自覚がない 養育意欲に乏しい 養育知識に欠ける 家族環境 社会サポートなし 夫婦問題があり 経済問題あり 生活問題あり 関係機関 協力なし 援助効果なし 子を守る人がいない

図の中でみると図1のように児童相談所から始まってケースの終了までである。

筆者らは大阪リスクアセスメントを基本にして施設側が利用できる指標である大阪再統合指標・施設用を作成し、問題点の再認識、援助の方向を意味づけられるのではないかと調査研究をしている。

横浜市児童相談所で開発された「家庭支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアル」では家庭評価として家庭をどう支援するかに焦点をあてたチェックリストが開発されている。5段階評価尺度で家族再統合が測られる。⁶⁾

また、愛知県についても横浜市同様「家族支援のためのチェックリスト」として保護者の状態の評価と評価表を開発した。4段階の評価尺度で点数化し、児童福祉司、心理判定員、子どもを処遇する施設職員、指導を担当する職員2名以上のチームで評価し、指導方針をたてる⁷⁾。家庭支援のためのチェックリストは、他地域でも採用しているところもあり、今後の実践効果が待たれる。

4. 指標利用の実際と課題

筆者らは児童養護施設の協力をえて指標を利用し、「外出」、「外泊」、「引き取り」、「引き取り困難（自立）」にカテゴライズし各ケースにつけられた該当項目につき、調査分析をした⁸⁾。「引き取り困難（自立）」については、引き取りができない背景に親、家庭事情が圧倒的に多いことがわかった。「外泊」、「引き取り」を比較すると、外泊のほうがリスクとなる該当項目が多かった。「引き取り」は「外泊」や「引き取り困難」に比べるとリスク項目の該当率は低い、「虐待自覚がない」「子どもの状態を親が十分認識していない」は調査対象の5割に該当し、引き取り後も、親子に葛藤関係が生じるであろうことが示唆された。家族再統合は、家庭引き取りで終了す

るのではなく、その後もフォローアップが重要である点が再認識された。調査を通じて判った点は、児童相談所のみならず、施設側がアセスメント指標を活用し援助計画に役立てる技量をつけていく点であった。もっとも施設側はまだ長年の「勘」と経験でケースをみている傾向が強く、アセスメントの認識は育っていない。児童相談所と協議する場合に施設側のアセスメントの視点を活かすことが課題であろう。

「親子のアタッチメント」が成立していなかった幼児が施設から家に引き取られ、6か月後に母から虐待を受け死亡した事件が起きている。こういった引き取り中の虐待再発を防止するためにも、引き取り時の的確なアセスメント、その後の定期的な再アセスメントができる支援体制づくりが地域内でサポートネットワークとして構築されていくことが同時に求められる。これらとりあげた指標については試行の段階であり、今後も現場で有効活用できるためさらなる検討・改善が必要である。

注

- (1)大阪市中央児童相談所：紀要：津崎哲郎所長退職記念号：児童虐待事例研究、2004年
 - (2)平成15年度厚生労働科学研究「家庭支援の一環としてのペアレンティングプログラム作成」、報告（主任研究者 加藤）
 - (3)井上直美・井上薫「安全な養育に向けて家族と作るペアレンティング・プログラム」平成15年度厚生労働科学研究 上記所収
 - (4)カリフォルニア州フレズノにおける家庭裁判所ソーシャルワーカーより入手（2001年作成）
 - (5)加藤曜子「児童虐待リスクアセスメント」中央法規、2001年
 - (6)平成14年度厚生労働科学研究「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」（主任研究者 庄司順一）
 - (7)愛知県「被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル」
 - (8)加藤・藤本勝彦「児童養護施設におけるアセスメント指標研究報告書」、2003.5.
- 加藤曜子「児童養護施設における虐待再発予防のための安全な帰宅について－外出と引き取り事例からみる家庭支援の課題」（2004）流通科学大学論集vol.16.no.3.pp.133-145.

キーワード：アセスメント

児童領域に限らず、ソーシャルワークの基本用語である。問題把握と計画を意味し、サービス提供をつなぐ一連のプロセスを意味する。アセスメントが援助の方針を決定していくかなめの役割をしている。児童虐待防止の分野ではアセスメントの枠組みとして子どもの安全のためのリスクアセスメント指標がある。リスクアセスメント指標も初回のみならず支援プロセスの中で定期的に使われるものとして認知されてきている。

虐待する親へのケア

家族支援・家族再統合プログラムの必要性

加藤曜子

多くの親は、子どもの誕生を祝福し、子どもにとっていい親になりたいと願っている。しかしなんらかの事情でそれがかなわなるとき、親は時に子どもにも暴力を振るったり、子育てを放棄してしまう場合がある。「親だから子育ては当然できるはず」というのは神話であり、親も育てられる必要がある。

このような虐待する親へのケアについて、児童虐待防止法では「児童虐待を行った保護者に対する指導と支援」の必要性が明記されており、児童福祉法改正案では「第28条の審判で二年間の親指導」が提案されて

かとうようこ

流通科学大学サードビス産業学部医療福祉サードビス学科教授。日本子どもの虐待防止研究会制度検討委員会委員。児童虐待防止協会の創立メンバーの一人。家庭裁判所調査官を経て、二年半米国在住。帰国後、大阪市立大学大学院博士課程単位取得修了。著書「まずは子どもを抱きしめて――親子を虐待から救うネットワークの力」(朝日新聞社、二〇〇二年)、「児童虐待リスクアセスメント」(中央法規出版、二〇〇一年)など。

いる。

「指導」の文言は、上から指示するという感を与えてしまうが、「保護者に対する指導と支援」は「親へのケア」つまり、「親のお世話をする・親に注意をむける」という意味合いを含むものである。また、「親へのケア」は、ケアされる側の意思を尊重した形で進められるべきである。

本稿では、1虐待親へのケアが進まなかった背景、2ケアの必要性、3親になることの要件、4ケアの担い手、5今後の課題、について述べたい。

虐待親へのケアが進まなかった背景

以前、児童虐待分野においては、虐待から子どもの生命を守ることが緊急課題であった。また、虐待とは何かという定義すらなかったが、二〇〇〇年に児童虐待防止法が制定され、関係機関の通告義務も明文化され、その結果ようやく最近になって「虐待する親へのケア」についても問題視されるようになった。

「親へのケア」が遅れた背景として、以下の点がある。

①児童福祉では、子どもの保護に重きをおく施策がとられていた。

②児童虐待においても、まずは子どもの安全を確保するという意識が先行した。

③個々の家庭にはあまり介入しない、家族がなんとか自分たちで解決するだろう、という非介入の姿勢が歴史的にあった。

④虐待する親の声が届きにくかった。子育てに悩むことを言うのは恥だという意識も高かった。

しかし、一方で、親のケアが少しずつ進んできた背景としては以下の点が考えられる。

①一九九四年子どもの権利条約批准後、親が第一養育責任者であり、その養育責任者が子どもを十分養育できるように国がサポートするべきであるという施策の改革があった。つまり「子育て支援」である。このような改革は、家庭はもはや自助努力できないほど脆弱化しつつあるという時代的要請に応じたものであった。

②権利条約に基づいて、子どもが施設入所したとしても、子どもが自立していくための支援計画を立てる必要があるとの考えに基づき、とりわけ、保護された子ども可能なならば親元へ計画的に帰れるようにすることが推進された。

③虐待発生の理解として、被虐待の子どものケアばかりに焦点をあてるのではなく、加害の親や環境調整が必要であるという認識が高まった。

④一九九〇年以降、虐待防止ホットラインが設立され電話相談から、「わかつていても、繰り返し叩いてしまう悩み」が寄せられ、親の声が入るようになってきた。さらに親自身もかつての被虐待者である場合も多く、連鎖を断ち切ることが重要である認識も高まった。

虐待する親へのケアの必要性

筆者らは、全国の児童相談所のソーシャルワーカーを対象とした虐待する親像についての調査を実施した(二〇〇三年十月実施)。「親とうまくかわれた」場合と、「親とのかわりが困難だった」場合について回答願った。

「うまくかわれた」親と「かわり困難」の親に共通したのは、「親の養育能力の弱さ」「経済問題」「社会的サポートがない」などであった。

「親とうまくかわれた場合」は、「援助者と信頼関係が作れた」「親の共感性が高かった」「具体的サービスが解決に結びついた」「親の養育知識が向上した」「親の解決力が高かった」「虐待が自覚された」などのプラス要因があった。

逆に「親とのかわりが困難だった場合」は、「親の不信感が強い」「親の衝動性が高い」「体罰肯定」などの状況があり、その結果「サービスを拒否」「攻撃的になる」「虐待が継続する」などへと進行し、多くは一時保護や第28条の対応となった。また精神的、薬

物アルコールについて問題があるにもかかわらず、治療を受けない、その機会がない場合にも関連し解決には至っていないことがわかった。

この調査で改めてわかったことは、虐待親へのケアは難しく時間を十分に必要とする点と、信頼関係や具体的サービスを提供しサポートネットワークを整えることにより、ある程度改善できる点であった。

親になることとの条件

一般的に子を養育する親の課題は、①基本的な日常的ケア、②安全確保、③愛情・情緒的なつながり、④適切な知識を教える、⑤しつけや生きるすべを教える、⑥安定がある。家族の安定や社会の支えがあること、である。

しかし、虐待をする親は、上記①～⑥のいずれかの条件が満たされていない場合が多い。特に、a 自分を信頼し、他人も信頼できること、自尊心がもてること、b 親子のコミュニケーションがとれること、怒りのコントロールができるようになること、c 子どもの発達や行動を理解すること、d 社会的かわ

りがとれていることが、虐待する親には欠けていることが多い。

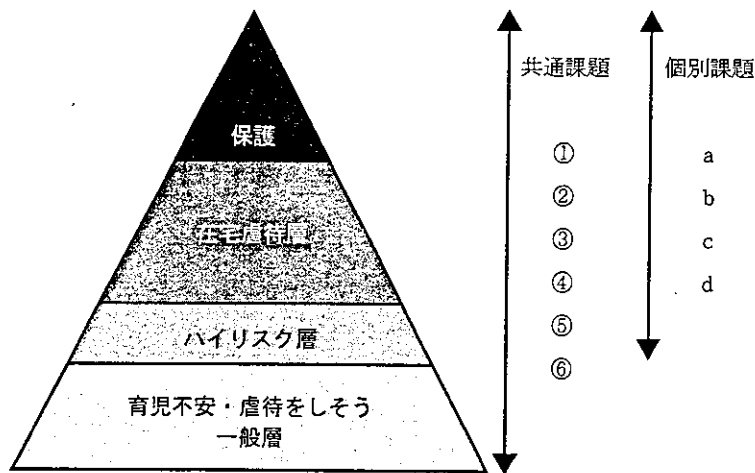
a については、「親自身が子育てする前に抱える課題」である。すなわち、親自身がかつて自分の親から虐待を受けて、それが再現されている場合がある。親に愛してもらえなかった、不適切な養育環境の中で、人を信じることができにくくなってしまっている。そういう場合には、まず親が親である前に、人として受け入れてもらえたという関係を、治療者もしくは援助者との間に作り上げることが必要である。もつともこれについては、時間のかかることも多い。しかし、援助者との関係によって認められた、受け入れられたという体験を通して、信じることや、自分は大切な存在である、いわゆる自尊心が芽生える。

また、親がかつて学齢時代にいじめを受けたなど傷ついた心を背負っている場合に、孤立的になったり、過去の自分にわが子を重ね合わせて受け入れがたく思っている場合、まず、親の心の傷つきからの回復という課題がある。

b については、親自身のコミュニケーションスキルを身につける課題がある。まず、感情表現がうまくで

きないことが問題である。かつて筆者が傍聴した「虐待死させた親の公判」で、自分の感情をうまく表現することができず、共感性に乏しいため子どもを死を実感できない親がいた。育ちの中で自分の感情を十分に

図1 親ケアの領域



受け入れてもらえたという思いが低く、そのためそういった感情が育ちに大きく、極端に衝動的な言動や、怒りをコントロールできないで、他罰的な特徴があった。そうならないため、自分の気持ちに気づくことや、子どもの気持ちに気づくこと、気持ちをどう表現し伝えるのが課題となる。

cについては、養育技術の問題がある。子どもとのかかわりができない、発達知識がない。どう子どもにしつけをしたらいいかわからない、未経験のため間違った子育てをしている人に、養育知識、技術を教えることが課題となる。

dについては、社会資源や援助機関が、利用できるよくなる課題である。孤立的な生活を送りサポートが得られていない、また社会的な生活スキルがないために子育てに行き詰まることや、虐待を引き起こすきっかけになる。そのため、子どもの一時保育や乳児院・児童養護施設のショートステイを利用する方法を知っていれば、危機が防げる場合も多い。こういったサポートを利用できるようなスキルを学ぶことが課題である。

なお、aからdの必要度はそれぞれの親によって異なる。

● ● ● 親のケアの担い手

虐待する親には、「子どもが虐待した親と暮らし続ける場合」と、「子どもが虐待した親と分離されている場合」がある。親の中には「自分がケアされる必要がある」と自覚する人は必ずしも多くはない。子どもが悪いからとか、扱いにくかったから、と理由づけている。しかし、当初、抵抗を示した親でも「うまくかわれた」場合は、ソーシャルワーク的なかわりを通じて、信頼関係が芽生えその後、親が自分の生活を安定させるとゆとりが生まれ、子どもへのかわりをもてるようになったという例である。ペテランワーカーは、家庭訪問や保育や生活保護などの具体的サービスを通じて、まず親と信頼関係をつくることが重要だと助言する。親がサポートを受けておらず孤立的である点を改善することが、一つの解決課題である。疎外感、孤立感是他への攻撃性を増長させたり、被害感情を募らせる場合がある。そのため、進んで家庭訪問を通して関係を持つことである。その後、一対一で信頼関係がつけられると、親ケアを進めていける。米国